

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正する規則	県立学校の副校長の職務等を定める等ため、所要の改正を行うものである。	<p>1 副校長の職務等</p> <p>(1) 副校長の職務を「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」とする。</p> <p>(2) 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行うものとする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(第31条の2関係)</p> <p>2 副校長を置く学校における教頭の職務等</p> <p>(1) 教頭は、校長及び副校长を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどるものとする。</p> <p>(2) 教頭は、校長及び副校长に事故があるときはその職務を代理し、校長及び副校长が欠けたときはその職務を行うものとする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(第31条の2関係)</p> <p>3 副校長を置く学校における校長不在時の代決</p> <p>(1) 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、あらかじめ校長が定める副校长又は教頭が代決するものとする。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(第31条の4関係)</p> <p>4 副校長を置く学校における主幹教諭の職務等 主幹教諭は、校長、副校长及び教頭を助け、命を受けて校務の一部</p>

を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどるものとする。

(第31条の5関係)

5 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

(改正附則関係)

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項中「校長」の下に「（副校长を置く学校にあつては、校長及び副校长）」を加え、同条第二項中「校長」の下に「（副校长を置く学校にあつては、校長及び副校长）」を加え、同条を第三十一条の二の二とする。

第三十一条の次に次の二条を加える。

（副校长の職務等）

第三十一条の二 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校长が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

第三十一条の四第一項中「教頭」を「あらかじめ校長が定める副校长又は教頭」に改め、同条第二項中「教頭」を「副校长、教頭」に改める。

第三十一条の五中「校長」の下に「（副校长を置く学校にあつては、校長及び副校长）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(副校长の職務等)</p> <p>第三十一条の二 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>2 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行つ。この場合において、副校长が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代理し、又は行つ。</p>	
<p>(教頭の職務等)</p> <p>第三十一条の二の二 教頭は、校長(副校长を置く学校にあつては、校長及び副校长)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>2 教頭は、校長(副校长を置く学校にあつては、校長及び副校长)に事故があるときはその職務を代理し、校長(副校长を置く学校にあつては、校長及び副校长)が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行つ。</p>	<p>(教頭の職務等)</p> <p>第三十一条の二 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>2 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行つ。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行つ。</p>
<p>(代決)</p> <p>第三十一条の四 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、あらかじめ校長が定める副校长又は教頭が代決する。</p> <p>3 2 略</p> <p>3 副校長、教頭及び事務長が代決した事項については、速やかに校長に報告し、承認を求めなければならない。</p>	<p>(代決)</p> <p>第三十一条の四 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が代決する。</p> <p>3 2 略</p> <p>3 教頭及び事務長が代決した事項については、速やかに校長に報告し、承認を求めなければならない。</p>
<p>(主幹教諭の職務)</p> <p>第三十一条の五 主幹教諭は、校長(副校长を置く学校にあつては、校長及び副校长)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し</p>	<p>(主幹教諭の職務)</p> <p>第三十一条の五 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。</p>

改 正 案

現 行

並びに児童生徒の教育をつかさどる。